

~~~~~  
研究ノート  
~~~~~

アメリカ連合時代の邦憲法と立憲主義（1）

石 井 幸 三*

- I はじめに
 - I - 1 前稿の問題点
 - I - 2 Constitution（憲法）の意味の獲得
- II 大陸会議と邦憲法
- III 本稿の課題
- IV 資料
 - IV - 1 各邦憲法の枠組みと特徴
 - IV - 2 資料の提示
 - A；権利宣言と国家組織を規定した憲法典とが分離した邦
 - B；権利宣言（憲法第一部）と国家組織規定（憲法第二部）とで憲法典を構成した邦
 - （以上本号）
 - C；権利宣言がまとまって書かれていない憲法典の邦

I はじめに

I - 1 前稿の問題点

私は、「ダイシーの法の支配と立憲主義」（『龍谷法学』第58巻1号、2号（2025年））という題の研究ノートで、複数の論者が立憲主義の重要な構成要素として挙げている具体的法令審査制を取り上げ、それとイギリスのダイシー（Albert V. Dicey, 1835-1922）の法の支配の説明との関係を論

* いいこうぞう 本学法学部 元教授

じた。その執筆意図はこうであった。論者の中には、法の支配から法令審査制への移行を近・現代憲法の発展と唱える論者もいるが、もしこの移行があるとしても、そう円滑になされるのではないことを示すことであった。私がダイシーを取り上げた理由は、ダイシーの法の支配が、国家機能の現代化が進むにつれ、彼自身が彼の法の支配の説明に合わない部分が出てきたことを認識していたが故に、ダイシーを起点として、現代国家での立憲主義の問題点を指摘するのに好都合であると考えたからであった。以上が、この研究ノートの初めの構想であった。執筆過程でダイシーの文章を案内役として使うことで、研究ノートを締め括ることができるという考えが上記の題を付けさせた。

研究ノートを書き進めるにつれて、この方針を変えざるを得なくなった。私は、サルトリ（Sartori）に従い、立憲主義を広く定義し、立憲主義を支える制度として具体的法令審査制だけでなく様々な制度を認める方向で、立憲主義の問題に取りかかっていたはずであった。私のサルトリの立憲主義に関する要約はこうである。立憲主義は、その目的を人々の人権と平等を護るため国家権力を抑制することに置き、その手段としての抑制の法的制度を様々にしている。その法的手段には、一定の権力の分配の技術、諸権利の章典、法の支配、法令審査（司法審査）等がある。⁽¹⁾ 立憲主義をこう理解しながらも、私の研究ノートは、立憲主義を幅広く扱うどころか、立憲主義と法令審査制との関係の重視する引力に引き込まれる結果になってしまった。

これが私の反省である。こうなった以上、近代憲法の原点に戻り、やり直す以外に採る道は、残されていないと私は考えた。手掛かりとして、私は、岩波文庫の高木八束、末延三次、宮沢俊義編『人権宣言集』（以下、『人権宣言集』（岩波文庫）と記す）を読んでみた。その中で、後述のように1789年に出されたフランス「人および市民の権利宣言」（以後「フランス人権宣言」と記す）に関してその解説と訳を担当した山本桂一の次の趣旨

の文が、私の関心を惹いた。それは、フランス人権宣言がアメリカ独立宣言前後期に出された幾つかの宣言と憲法の影響を受けていたということである。

私は、アメリカ合衆国憲法以前の諸states（日本の学会では、独立宣言以後アメリカ合衆国憲法までの state が「邦」と訳されている）の憲法とフランス革命期に出されたフランスの諸憲法（人権宣言を含む）を対比して検討することが、アメリカ合州国とフランス革命後の立憲主義に何がしかの影響を与えているのではないかと考えた（または妄想した）。私は、憲法や比較憲法を特に勉強したのではないし、フランス法史も英米法史にも疎い。私はイギリスの近代法思想史を少し勉強した位である。フランス語の勉強もしていないので、私ができるのは、ひとまず、上述の時期のアメリカの邦憲法を調べ、それらを検討することである。⁽²⁾

確認しておきたいのは、Constitutionalism（立憲主義）という言葉が *The Oxford English Dictionary*によれば、イギリスで使われるようになったのは19世紀中頃頃である⁽³⁾ ことであり、これを前提として（Constitutionalismの内容に相当するものが、以前にあったことを認めても）学問的な‘Constitutionalism’が出来上がる。アメリカの邦憲法は、時期から判断すると、立憲主義に合うように憲法を制定したのでなく、彼らが制定した憲法が後年立憲主義として評価されるものになったと言える。それゆえ、本稿での視角は、邦憲法はどのように立憲主義形成へ寄与していったかということになろう。

先行業績がどれだけ積み重ねられているのも分からないが、私が頼った先行業績に敬意を払いつつ、本稿を進める。本稿では、資料（史料；以後は資料とのみ記する）をほとんどネットのサイトから集めることができ、外国語資料は機械翻訳を利用できる場合は参照することができた。⁽⁴⁾

I - 2 Constitution (憲法) の意味の獲得

Constitutionalism (立憲主義) の言葉については、上述した。私は、Constitutionalism (立憲主義) を調べた時、うかつにもその言葉の元になっているConstitution が、日本語の「憲法」という意味を何時頃から獲得したのかについて注意を払っていなかった。

英米での‘constitution’ (憲法) の語の使用について触れておく。英語の‘constitution’が、日本語でいう「憲法」の意味を獲得する過程が18世紀頃と推測されるので、アメリカの邦憲法はその意味でも軽視されえない。イングランドでは、近代自然法理論を基礎にしてイングランドの諸法を体系的に叙述し1765年に出版されたBlackstone, *Commentaries on the Laws of England*, vol.1 では、‘constitution’は、このように使われている。‘They are the guardians of the English constitution.’ (彼ら〔近代的な裕福な郷紳gentlemen〕は、イギリスの国制の擁護者である。) (p.9)、‘our excellent constitution’ (我々の素晴らしい国制) (p.12)、‘the laws and constitution of their country’ (p.37) (彼らのくにの諸法と国制)、‘But the constitutional government of this island is so admirably tempered and compounded, that nothing can endanger or hurt it, but destroying the equilibrium of power between one branch of the legislature and the rest. For if ever it should happen that the independence of any one of the three should be lost, or that it should become subservient to the views of either of the other two, there would soon be an end of our constitution.’ (pp.51-2) (この島の憲政は、素晴らしく調整され混合されているので、立法機関という一部門と他の部門の間の力の均衡を破壊すること以外には、何もそれを危険に晒したり害したりできない。と言うのは、もし万が一、三機関のどれか一つの独立性が失われたなら、あるいは、それが、他の二機関のどれかの見解に従属するようになるならば、直ぐに我々の国制の終焉となるだろう。)、〔ローマ法構成の一つに〕‘The novels or new consti- (龍法 ’26) 59-1, 144 (144)

tutions'（新勅令）（p.81）がある。⁽⁵⁾

ブラックストンからの引用の語は、日本語に訳せば国制を中心にしながらも「憲法」と訳しても可能な文もある。私が少し長い訳を付けた文で「憲政」と訳した語は、「健全な政府」とも訳せるかもしれない。そうだとすると、この語を含む文が、モンテスキュー（Montesquies. 1689-1755）の権力分立を意識して書かれており（ブラックスTONは、彼のこの書の別箇所でもモンテスキュー『法の精神』を引用しておりその書を読んでいる）、ブラックスTONが、文中に‘constitution’という用語を使用している、後述する近代的意味での憲法を殊更意識したようには思われない。何よりも、彼は、イングランド法を体系化する場合、国内法の公法の中の分類として‘constitution」「憲法（国制法）」という語を使用していなかった。

ブラックスTONの本が出版されて10年も経ず、大西洋の西側での開催された「第1回大陸会議の宣言と決議（Declaration and Resolves of the First Continental Congress）」（1774年10月14日）が出された。その中で、constitution という語は、より明確化され、日本語での憲法に近づく。原文の該当部を挙げる。

前文第1段落。「反憲法（反国制または非立憲）的権力を保持した委員会」‘a board of commissioners, with unconstitutional powers’

前文第3段落。「これらの制定法はすべて、違憲（反憲法的、反国制的）のみならず、非政治的、不正で、残虐で、そして、アメリカ人の諸権利にとって最も危険で破壊的なものである。」（All which statutes are impolitic, unjust, and cruel, as well as unconstitutional, and most dangerous and destructive of American rights:）

前文第6段落。「北アメリカの英国植民地の住民は、不変の自然法、英国憲法〔国制〕の諸原則、および各種の特許状または協定により、以下の権利を有する。」（That the inhabitants of the English colonies in North-America, by the immutable laws of nature, the principles of the

English constitution, and the several charters or compacts, have the following RIGHTS:)

「決議（全員一致）第10。立法府の構成部門が互いに独立していることは、良好な政治にとって欠かすことのできない必要なものであり、イギリス国制（憲法）によって必須であるとされている。それ故に、国王によって任命された彼の気のむく間存在する参議会が複数の植民地で立法権を行使することは、アメリカの立法の自由にとって反憲法（反国制または非立憲）的であり、危険であり、破壊的である。」(Resolved, N.C.D. 10. It is indispensably necessary to good government, and rendered essential by the English constitution, that the constituent branches of the legislature be independent of each other; that, therefore, the exercise of legislative power in several colonies, by a council appointed, during pleasure, by the crown, is unconstitutional, dangerous and destructive to the freedom of American legislation.)⁽⁶⁾

〔最後の辺りにある〕決議「また、ジョージ3世治世12年法律第24号「国王陛下の造船所、弾薬庫、船舶、弾薬、および軍備品貯蔵所のより良く安全確保するための法律」は、アメリカにおける新たな犯罪を規定し、同法に規定されている罪をイングランド領域外（out of the realm）で犯したと告発された人が、イングランド領域内のどこかの州または郡で起訴され裁判を受けることを認可した。これは、アメリカ臣民から近隣人からなる陪審による憲法に従った裁判（a constitutional trial by jury of the vicinage）を剥奪するものである。」(Also 12 Geo. III. ch. 24, intituled, "An act for the better securing his majesty's dockyards, magazines, ships, ammunition, and stores," which declares a new offence in America, and deprives the American subject of a constitutional trial by jury of the vicinage, by authorizing the trial of any person, charged with the committing any offence described in the said act, out of the realm, to be

（龍法 '26）59-1, 146（146）

indicted and tried for the same in any shire or county within the realm.)⁽⁷⁾

第1回大陸会議の宣言と決議における constitution, constitutinal の語の使い方を見ると、この宣言と決議は、主に植民地アメリカの人々の権利問題に焦点を当て、日本語の「国制」では分かりづらい意味合いを持ち始めている。特に、最後の注番号（7）を付した文はそうであり、a constitutional trialは、国制よりも憲法と訳する方が文意を伝えやすい。⁽⁸⁾ この宣言と決議は、constitution やconstitutionalが、日本語としては「国制」から「憲法」の意味に重点を移行させてきている。

前もって開催日が決められていた第2回大陸会議の前にボストン近郊で植民地と本国イギリスの衝突を契機に、第2回大陸会議は、各植民地に独立の準備を勧告した。勧告に応じて国の基本法を制定した植民地（邦）は、その法に constitution を用いている。たとえ、ある邦（state）では、constitution を国制の法とし、「権利宣言」を別に作成しても、それら両者を憲法として理解している。制定法の名称としての英語での‘constitution’（憲法）は、アメリカの独立戦争を機に確立したと言える。⁽⁹⁾ 1788年に成立したアメリカ合衆国憲法の起草に参加したハミルトン（Alexander Hamilton.1755?-1804）は、自己弁護の主張にも理解されるかもしれないが、「政府の機構および運営において、市民がいかなる政治的特権をもつのかを、具体的に明らかにしている」ならば「憲法それ自体が、いかなる合理的意味においても、またいかなる有用な目的のためにも、**権利の章典**にはかならないということである」と書いている。⁽¹⁰⁾ アメリカ邦の諸憲法は、権利を書き込みそれを保障する憲法（典）を他形式の法よりもより価値の高いものにするため様々な工夫を試みていくのである。⁽¹¹⁾

Ⅱ 大陸会議と邦憲法

第1回大陸会議の宣言と決議に関して先に引用した前文第6段落の前の第5段落後半部に、当会議代表者の複雑な胸の内を示す次の文章がある。「そうして、これら植民地の完全で自由な代表として、植民地から任命され集合した代表者は、上述した諸目的を達成する最良の方法を最大限考慮して、イギリス人として、彼らの祖先が同様の場合に、彼らの諸権利と諸自由を主張し擁護するために通常行ってきたように、先ずはじめに次の事項を宣言する。」⁽¹²⁾ この宣言と決議は、会議代表者の間にあるイギリス帰属派と分離独立派の両方の意見を反映しており、過去の正当化の論理である、イギリス人が獲得してきた諸権利（＝既得権）を楯に本国へ異議申し立てをなす論理と普遍的な自然権を楯にそれをなす論理との交錯がみられる。

独立戦争の端緒とされる1775年4月19日のレキシントン・コンコードの戦い以降、劣勢であった植民地側の態勢を立て直すため、事前に会議開催が決められていた第2回大陸会議（1775年5月10日～1781年3月1日）が事態打開のため乗り出した。その会議は、軍を再編するためにワシントン（Washington.1732-99）を総司令官に任命すると同時に、1776年5月10日に各植民地に各邦政府を樹立する決議を可決した。⁽¹³⁾ その後、5月15日に大陸会議は、各植民地に独立に備えて各邦の憲法制定の勧告を出す。この勧告前に、早くから各邦の憲法（典）の制定を議論していたようである。⁽¹⁴⁾ 最初の成文憲法典とされる1776年1月15日制定のニュー・ハンプシャー邦憲法と同年3月26日制定のサウス・カロライナ邦憲法は、「大陸会議の示唆に従って制定された」と書かれている。しかし、大陸会議の勧告は、私が依拠した注番号（14）のサイトの資料では、「特に彼らの選挙区民そして一般にアメリカの幸福と安全に最も良く（原文中略）資するような政府を採用すること」と書かれている。また、1776年ニュー・ハン（龍法 '26）59-1, 148（148）

プシャー邦憲法の前文や後の資料注にも、「何らかの形の政府」「政府の形式」という言葉が使われている。これらは、The Autobiography of John Adams（「ジョン・アダムス自伝」）の1776年5月10日（金曜日）の記事内容と一致する。⁽¹⁵⁾ この勧告で言われる憲法の内容は、政府の形式すなわち国家組織であったと私は考える。⁽¹⁶⁾

植民地アメリカが独立するに当たって、ヴァージニア邦憲法と権利章典が、憲法に関する観念に重要な型を提供する契機を与える。第2回大陸会議と同時期にヴァージニアで開催されていたヴァージニア代表者会議（Convention）は、1776年5月15日に第2回大陸会議に派遣したヴァージニア代表に独立宣言を出す提案を大陸会議になすよう指示すると同時に、ヴァージニア代表者会議は、自らの邦の権利宣言と政府組織の計画を準備するための委員会〔とその委員〕を任命した。後者の部分は重要であるので訳しておく。「代表者会議は、全員一致で、諸権利の宣言そして本植民地の治安と秩序を維持しそして人々に対して実質的かつ平等な自由（substantial and equal liberty）を最も保障するだろうような政府案を準備するため委員会が指名されることを決議した。」（Preamble and Resolution of the Virginia Convention, May 15, 1776）従って、ヴァージニア邦憲法と権利章典は、大陸会議の判断よりもヴァージニア植民地代表者会議自体の判断で制定されていると考えられる。⁽¹⁷⁾ ヴァージニアの権利章典と憲法に先行するニュー・ハンプシャー邦憲法とサウス・カロライナ邦憲法は、権利宣言をもたず、国家の制度を定めた憲法である。⁽¹⁸⁾ ほぼ同時に制定したヴァージニアの権利章典と憲法では、前者の中に国制の基本を述べることで、両者の相互関係を示唆しているが、その相互関係を明確に記したのがメリーランド邦の権利章典第42条と憲法第59条である。このことは、近代憲法のあり方からみると非常に重要である。この形式が、後の他邦の憲法の制定に影響を与える。

フランス人権宣言第16条の条文を近代的憲法あるいは実質的な意味での

憲法の説明と理解すれば、1776年6月12日に権利章典と同年同月29日に国家制度を定めた憲法典とを揃えたヴァージニア植民地が、近代的憲法の先駆けとなる。ヴァージニア権利章典、同年7月4日のアメリカ独立宣言は、その各々の前文で近代自然法、自然権に依拠することを明確にする。⁽¹⁹⁾

ヴァージニア権利章典は、後でも取り上げるが、ここでは、第1～5条〔ないし項目〕を訳して提出する。「第1条 すべての人 (men) は生来平等に自由で独立しており、一定の生得の権利をもっている。人々が社会状態に入る時、彼らは、これらの権利を、いかなる契約 (compact) によっても、彼らの子孫から奪うことはできない。これらの権利とは、財産の獲得と占有の手段および幸福と安全を追求し取得する手段を伴う、生命と自由を享受する権利である。」「第2条 すべての〔政治〕権力は、人民 (people) に帰属し、したがって人民に由来する。高位行政官 (magistrates) は彼らの受託者であり公僕であって、常に彼らに従わ (amenable) ねばならない。」「第3条 政府は、人民あるいは国家あるいは社会 (community) の共通の利益、保護および安全のために樹立されているし、あるいはそうされるべきである。全ての様々な政府の様式と形式の中で、最大限の幸福と安全をもたらすことができ、また失政の危険から最も効果的に守られている政府が最良である。いかなる政府もこれらの目的に不適格ないし反していると認められた場合には、社会の多数 (a majority of the community) は、公の福祉に最も資すると判断されるだろう方法で、その政府を改良したり改変したり廃止したりする、疑う余地のない不可譲で無効にできない権利を有する。」「第4条 いかなる人も、または人の集団も、公職の報酬以外に、排他的ないしは別箇の謝金 (emoluments) や特権をうける権利を社会から与えられない。公職は相続されえないので、高位行政官、立法部議員、裁判官の職は世襲的であってはならない。」「第5条 国家の立法権と行政権は、司法権から分離され区別されなければならない。立法権および行政権を与える構成員は、人々の負担を感じそしてその負担

(龍法 '26) 59-1, 150 (150)

を共にすることで圧政をなすことを抑制するために、その構成員は、〔公務終了後〕一定期間、私人の地位に戻し、彼らが元々そこから選ばれた集団に送り返さなければならない。その空席は、頻繁かつ確実に正規の選挙を行うことで補充されなければならない。この選挙において、上述の構成員の全部または一部が、再選に適格か否かは、〔後に〕法律が指示するだろう。〕⁽²⁰⁾ これらの条文は、何らかの程度で、ロック『政府二論（統治二論、市民政府論という書名訳もある）』（Locke, *Two Treatises of Government*）の影響下にあるが⁽²¹⁾、モンテスキューの権力分立理論にも影響を受けていることも事実である。

ヴァージニア権利章典は、その主張を、上述の「第１回大陸会議の宣言と決議」の全員一致の決議第２と第３で書かれていた「彼らの祖先が本国イギリスから移住の際にも与えられていた、自由で生まれつきの臣民としての全ての権利、自由、特権（entitled to all the rights, liberties, and immunities of free and natural- born subjects）を今もなお引き継いでいるという、いわゆる古来の既得権を基礎に組み立てたのではなく、その基礎を根本的に組み替えて、個人の自然権からこれらの権利や自由は発するものであるとする議論に据えた。⁽²²⁾ この基礎の組み換えによって、「第１回大陸会議の宣言と決議」で両立していた新旧の法思想を一気に近代の方へ転換させたのである。

このヴァージニアの権利章典と憲法典の制定を契機にして、そして/また、大陸会議の勧告を受けて、権利宣言を含む憲法典を制定する植民地（邦）が続く。その中には、権利宣言と同時に人々の権利や自由を保障する国家制度として権力分立を国制の基礎にしている邦（植民地）が複数ある。これらの邦憲法は、フランス人権宣言第16条の近代憲法の定義を先取りしているのである。

Ⅲ 本稿の課題

本稿は、ほぼ独立戦争の期間に各植民地（後の邦）で制定された（権利宣言を含む意味での）憲法（典）を検討対象にして、立憲主義と言われる制度の成立過程の観点から検討する。私の意図は、立憲主義をそれだけ取り出して説明すると何か周辺の事柄が抜け落ちるのではないかと思ったことから生じている。何か周辺の事柄とは、立憲主義を作り上げた動的な政治である。立憲主義が作られていく政治運動という動態への言及の希薄化は、たとえそれが解釈学とは関係ないものであっても、立憲主義の説明を国家権力抑制のための制度という静的なものにしてしまう。私が危惧するのは、とりわけ、立憲主義の重要な制度として具体的法令審査制が強調されすぎると、その強調は、憲法に関心をもち、立憲主義に関心をもつ人々の輪を狭めるのではないかということである。もちろん、本稿は歴史学でも政治史学でもない。初期アメリカ邦憲法を法典という文章化されたものを通じて研究するだけなので、限界がある。しかし、初期の邦憲法は、当該憲法が重要視した事柄を護る為に、当該憲法が規定している法的な行為（運動）を促す規定があり、そこから憲法が期待あるいは予定している運動を垣間見ることは可能であろう。

Ⅳ 資料提示

Ⅳ－１ 各邦憲法の枠組みと特徴

本稿の検討対象は、独立戦争期に制定された邦（state）の憲法である。検討目的は、個人の権利と自由を護り、民主主義的な国家をなす基礎としての憲法を制定した邦憲法は、それらの維持のためどのような保障を当該憲法に付与したかである。これは、本稿の目的である立憲主義と言われる場合の憲法に与えられる諸保障を、アメリカの邦憲法という初期の近代憲（龍法 '26）59-1, 152（152）

法から検討することである。

邦憲法を扱う前に、前置きを少し書いておく。

1) 多くの邦憲法の制定は、対イギリスとの独立戦争期（1775年4月19日のレキシントン・コンコードの戦いで始まり、実質的に1781年のヨークタウンの戦いでアメリカ側の実質的勝利、1783年のパリ条約で戦争正式終結）に制定されている。それらの憲法は、時と場合によって戦時法的色彩を帯びざるを得なかった。その色彩を帯びざるを得ないとしても、独立の目的が、人々の人権を護り、できるだけ民主主義的な方向での国づくりをするということなので、戦時体制でよく生じる人々の権利や自由を無視した制度設計はできない。植民地で民主主義的政治を行なうと言っても、どこまでそれが現実に可能かどうか問題となろう。例えば、表面積で、現在の州の幾らかを日本の県とほぼ同じのを当てはめるとこうなる。（アメリカ合州国最小州）ロード・アイランド州；滋賀県、（同最小2位）デラウェア州；栃木県、（同7位）マサチューセッツ州；兵庫県＋岡山県＋鳥取県＋広島県であり、⁽²³⁾ 今日と比べ交通や通信の手段が貧弱であるという状況が、これに加わるのである。このような状況に、戦時中という状況が負い重なるのである。これらの状況の中でも、邦憲法が示しているように、独立した邦の政治は民主主義的政治を強く指向している。それと同時に、私が利用した邦憲法の資料に誰が書いたのか定かではないが、その資料の下に必ずと言って良い程、「それは、批准のために人民に提示されていなかった。（It was not submitted to the people for ratification.）」と記されている。推測すれば、憲法という大事な法を作るときに、人々（人民）の意思を問うことが必要と考えられていても、戦時下で出来なかったと言うことを示している。本稿で挙げた資料の中で、人民ないし選挙民の承認を受けた邦憲法は、1780年制定のマサチューセッツ邦憲法と1784年制定のニュー・ハンプシャー邦憲法のみである。憲法が社会契約で成立するという建前を採る邦にとっては、人民の承認を得なかったことは、大きな

負い目として残る。これが、後述するように、憲法変更時の規定のあり方に影響したかもしれない。（本稿は、よく用いられる憲法改正や憲法修正という用語に代わりに、憲法変更という用語を用いる。）アメリカ邦憲法を今日理解し、評価する場合、これらの事情は勘案されるべきだろう。

2) 独立宣言を発した植民地（独立後は邦）は13あるが、の中で憲法（典）を制定したのは、コネチカットとロードアイランド⁽²⁴⁾を除いた11の植民地である。邦憲法には、次の形がある。①「権利章典」ないし「権利宣言」と「政府の方式ないし枠組み（PLAN OR FRAME OF GOVERNMENT）」とを切り離し、憲法典が「政府の方式ないし枠組み」のみで構成されている場合。②「権利章典」ないし「権利宣言」と「政府の方式ないし枠組み」とを一体にして憲法典が構成されている場合。③「政府の方式ないし枠組み」のみを制定している場合。

「権利章典」か「権利宣言」の正式な呼称も「政府の方式ないし枠組み」の正式な呼称も、邦によって若干違っている。本稿では、「権利章典」か「権利宣言」を、「権利宣言」と表記し、「政府の方式ないし枠組み」を「国家組織」と表記する。①②のどちらの形を採用していても、「権利宣言」と「国家組織」を備えている法は、近代的な憲法典、実質的な意味での憲法である。本稿は、「権利宣言」と「国家組織」を基礎に分類して、各邦の実質的な意味での憲法の特徴を記す。前もって、邦の憲法が何時どのような形で作られたかを表にしておく。

年／月／日	邦または州または歴史的出来事	権利宣言	国家組織	特 徴
1775/4/19	レキシントン・コンコードの戦い			
1776/1/5	ニュー・ハンプシャー憲法	無	○簡単	対英抗議の色彩。1784年全面変更
1776/3/26	サウス・カロライナ憲法	無	○	独立に備えての憲法。軟性憲法。
1776/6/12	ヴァージニア権利章典	○		
1776/6/29	ヴァージニア憲法		○	
1776/7/3	ニュー・ジャージー憲法	1789年批准	○	翌日公布。1777年9月20日、細部改正
1776/7/4	独立宣言			

1776/9/21	デラウェア憲法	同年9月11日制定	○	1792年に国家組織の部分を変更
1776/9/28	ペンシルヴァニア憲法	憲法典にあり	○	
1776/11/11	メリーランド憲法	同年8月14日制定	○	
1776/12/18	ノース・カロライナ憲法	憲法典にあり	○	
1777/2/5	ジョージア憲法	1861年制定	○	
1777/4/20	ニュー・ヨーク憲法	1787年制定	○	イギリス非難決議の色彩が濃い
1777/7/8	△ヴァーモント憲法	憲法典にあり	○	隣州との関係に母国が対応不誠実
1778/3/19	サウス・カロライナ憲法		○	発効は同年11月。軟性憲法。
1780/3/2	マサチューセッツ憲法	○	○	住民代表の投票により可決。
1784/6/2	ニュー・ハンプシャー憲法	○	○	6月2日は施行日
1786/7/4	△ヴァーモント憲法			前文のイギリスと隣接州の記述が削除
1788/6月	アメリカ合衆国憲法		○	
1791年	修正第1～10条			いわゆる「権利章典」
1792/6/12	デラウェア（州）憲法		○	

表では、12の邦憲法が掲載されている。私がデジタル資料のサイトとして主に利用しているイェール法科大学院のアヴァロン・プロジェクトのサイト (https://avalon.law.yale.edu/subject_menus/statech.asp) は、独立戦争期の憲法資料としてヴァーモント邦憲法を加えており、私もそれに従った。⁽²⁵⁾ ヴァーモント地域は、アメリカ独立戦争前はニュー・ヨークの支配に属していたが独立戦争中の1777年にヴァーモント国（The Commonwealth or State of Vermont）として独立し、1777年7月8日に権利宣言を発し、1786年7月4日に憲法を改正している。第14番目の州としてアメリカ合州国への加入は、1791年になるが、独立宣言を発し憲法を制定したアメリカの邦と同じような道を歩んでいる。⁽²⁶⁾ ヴァーモント邦は、本稿では、ヴァーモント邦憲法に触れる場合は、前に△を付けて読者の注意を促すことにする。本稿の資料提示では、検討時期を1788年のアメリカ合衆国憲法制定前の邦憲法に限定するが、次の邦の憲法については、変則になる。①デラウェア邦とメリーランド邦は、国家組織を定めた憲法の制定では、前者が早い。権利宣言制定では後者が早く、デラウェアの権利宣言はメリーランドのそれを参考にしているので記述の関係上メリーランドを先に置く。②ニュー・ハンプシャー邦は、アメリカ合衆国憲法制定前に二度憲法を制

定しているので、二度登場する。

本稿で示した表よりもより詳細な邦憲法の表示は、田中英夫『アメリカ法の歴史（上）』第2章第3節での表である。私の試みは、田中のこの部分を参照なしには出来なかった。私は、田中が記していない△ヴァモンテ憲法を付け足したが、田中がこれを省いた理由に異議はない。この期の憲法典も権利宣言も制定しないで旧来の法を続けて採用しているという理由から、私が表や記述の対象外にしたロード・アイランドとコネティカットを、田中は、彼の本の趣旨から言えば正当にも、加えている。本稿で、かなり省略している邦の国家制度の枠組みについては、田中の表が教えてくれる。

IV-2 資料の提示

この時期、基本的権利、自由、法的平等を保障する国家の制度すなわち本稿が立憲主義を表す制度と呼ぶ制度として何が、各邦において考えられていたのか。以下は、人権条項とそれらを保障する国家組織の条文を選び出している。選ばれた条文に関して、私は、比較的短い条文はできるだけ日本語に訳したが、紙面の関係上、類似条文が既にここで掲げられており簡略化してもよいと考える条文はそうした。但し、宗教と国家に関わる条文は、私のキリスト教学の無知と、もしこれを訳し、本稿の問題に含めるとかなり立憲主義にとっても重要だが、別の論文を書く必要があると考えたので、省略した。

①邦憲法の記載は、権利宣言と国家組織とを切り離した憲法、両者を含めた憲法、国家組織のみの憲法に大別して記している。大別内では、上述の変則を除き憲法の制定順に記述がなされる。

②条文に他の邦の条文に同じか類似したものが多数ある場合、最初に出てきた条文を訳したり要約したりした。それと同様の条文を設けた後続の邦に関しては、最初の邦の規定を参照するような形をとった。例えば、デラウェアの

権利章典で「→MD3」と書かれている場合、メリーランド邦の権利宣言の第3条を参照という意味である。この参照は見た目には煩雑であるが、条文が他の邦の条文に影響を与えている可能性を示すために記した。

③MDとは、今日のメリーランド州の略号である。他の邦もそれに従う。

④→の後に文が出てくる場合、私の注釈である。また、条文で注意すべき用語がある場合は、波線を引いておいた。更に、「⇒修正xx条」（xxは数字）という形で、アメリカ合衆国憲法修正10カ条との関係を示す場合がある。）

A；権利宣言と国家組織を規定した憲法典とが分離した邦

①ヴァージニア邦（VA）

権利宣言。権利宣言は「権利章典（Bill of Rights）」として制定（1776年6月12日）される。第1から5条は上述した。以下も訳しておく。／「第6条 議会において人民（people）の代表として奉仕すべき議員の選挙は自由でなければならない。社会に対し、恒久的な共通の利害と社会への愛着とを有することを示すのに十分な証拠をもっている全ての人（men、男性）は、選挙権を有する。全ての人、彼ら自身の同意なしに、またはそのように選ばれた彼らの代表の同意なしに、公共の用途のために課税されたりその財産を剥奪されたりすることはありえない。彼らは、同様の方法で、彼らが公共善のためと同意しない法律によって縛られるべきではない。」／「第7条 如何なる公機関（authority）による、人民の代表の同意なしに、法を停止したり強制執行したりする全ての権力は、人民の諸権利に侵害的であり、行使されるべきでない。」／「第8条 全ての死刑犯罪や刑事手続において、人（man）は、自己への告発の原因と種類を尋ねる権利、告発者と証人に対峙する権利、被告に有利な証拠を要請する権利、近隣の12人の人（men；男性）から成る公平な陪審による迅速な審理を受ける権利をもつ。しかも、人は、陪審員の全員一致でなければ有罪とされることはないし、自身に不利益な証拠を与えるように強いられることはない。

人は、邦の法か彼の同輩の審判による以外、自己の自由（liberty）を奪われることはない。」⇒修正6条。／「第9条 過度な保釈金は要求されるべきでないし、また過度な罰金が課されるべきでないし、また残虐で異常な刑罰を科されるべきでない。」（過度な保釈金、残虐で異常な刑罰の禁止）⇒修正8条。／「第10条 役人や令状送達役人が、既遂事実の証拠のない容疑場所を捜査したり、氏名特定のない人（person）や人々を把捉したりすることを命じる一般令状、あるいは犯罪が証拠によって詳細に記述されず立証されない一般的令状は、悲惨であり圧制的であり、認められるべきでない。」（一般的捜査令状の禁止）⇒修正4条。／「第11条 財産に関する争訟と人同士の訴訟において、古来の陪審による裁判が他の裁判よりも好ましく、神聖なものとして維持されるべきである。」（陪審による裁判）⇒修正7条。／「第12条 印刷出版の自由（freedom）は、自由の（liberty）の最大の防塞の一つであり、専制政府より以外決して抑制されえない。」／「第13条 武器の訓練を受けた人民の集団から成るよく統制され民兵は、自由政府の適切な、自然なかつ安全な防衛である。平和時の常備軍は、自由（liberty）にとって危険であるので避けられるべきである。いかなる場合でも、軍隊は、文民権力（civil power）に厳格に従属しその統制下になければならない」（民兵制度、常備軍の設置に関して、軍の統制）⇒修正2条。／第14条、人民の邦内に一つだけの政府形成権。／「第15条 自由な政府、すなわち自由の恵が、誰にでも維持されるのは、正義、節度、自制、質素と徳を堅守すること、そして基本的諸原則に頻繁に立ち戻ること以外にはありえない。」／第16条、神を信仰する自由。⁽²⁷⁾

憲法（1776年6月29日制定）

憲法は、その実質的部分でも権力分立を謳いながらも、立法権力が圧倒的に強い。議会（二院制）が、知事（governor）、知事に助言する参事会（A Privy Council, or Council of State）の構成員、知事は、自身が任命する治安判事を除く、主要な裁判官、法務長官（the Attorney-General）を（龍法 '26）59-1, 158（158）

選出する権限を持つ。裁判官の犯罪による、処罰と罷免は議会が行なう。⁽²⁸⁾

②メリーランド邦（MD）

権利宣言（‘A Declaration of Rights’1776年8月14日可決）

前文、本国イギリスの植民地政策批判。／「第1条 全ての正しい政府は、人民から発し、契約（compact）においてのみ基礎づけられ、全体の善ためにのみ設立される。」→VA2。但し、契約という語句が入る。／「第2条 本邦の人民は、国内の統治と治安を規制する唯一の排他的固有の権利をもつ。」（以下、治政権と略記する）／第3条、本邦の人民は、イギリスの臣民としての権利を与えられている。／「第4条 政府の立法権や執行権を与えられた全ての人は、公衆（the public）の受託者であり、そういった者として、自己の行為に申し開きの義務を負う（accountable）。したがって、政府の目的が歪められ、公衆の自由が明らかに危険にさらされ、他のあらゆる是正手段が効かない場合にはいつでも、人民（the people）は、旧政府を改革したり新たな政府を樹立したりすることができるだろうしそして当然そうすべきである。恣意的な権力と抑圧に対する無抵抗の教義は、人類の善と幸福に関して不合理で、奴隷的で破壊的である。」（以下、前半部を「立法権者と行政権者は受託者」、後半部を「政府変更権」と略記する）→VA3と変更の主体が異なる。／「第5条 人民において立法府に参加する権利は、自由（liberty）の最良の保障であり、そしてあらゆる自由な政府（all free government）の基礎である。この目的のために、選挙は自由（free）で頻繁に行なわれるべきであり、社会に財産を持ち、共通の関心を持ち、愛着を持つ全ての男性（every man）は選挙権を持つべきである。」→VA6。／第6条、権力分立。→VA5。／「第7条 法の停止や強制執行の権力は、立法府あるいはそれから派生した権力でなければ、〔停止が〕なされたり、〔強制執行が〕認められたりされるべきでない。」→VA7

に波線部分が加わる。／「第8条 立法府内での言論、討論、行為は、他の如何なる裁判所でも告発されない。」⁽²⁹⁾／第9条、立法府の場所と公文書館の便利な土地での固定。／「第10条 苦情を救済し、法律を改正、強化、維持するために、立法府は頻繁に召集されるべきである。」／「第11条 全ての人 (every man) は、苦情の救済のために、平穏で秩序ある方法で立法府に請願する権利をもつ。」(以下、「立法府への請願権」と略す。)/「第12条 援助金、負担金、税、各種手数料は、議会の同意が無ければ課されない。」(以下、「税、負担金に関して」と略す。)/「第13条、税金の人頭税方式は排除すべきであり貧困者に課税すべきでない。／第14条、残虐で異常な刑を科す法律制定の禁止。→VA9。／第15条、刑法の遡及法禁止。／「第16条 反逆罪や重罪の特定の人を私権剥奪に科す法は、いかなる場合でも又は今後いかなる時にも、制定されるべきでない。」／「第17条 全ての自由人 (freeman) は、自己の身体や財産の損害に対して、邦の法の手続に従って救済を得なければならないし、邦の法に従って取り引きすることなく自由に、〔救済を〕否定されることなく完全に、遅滞なく速やかに正しい裁判を得るべきである。」(以下、「救済権」と略す。)/「第18条 事件が発生した場での諸事実の審理は、人民の生命、自由と財産 (the lives, liberties and estates) の最大の保障の一つである。」⇒修正6条／第19条 (刑事被告人の諸権利) と第20条 (法廷内での自己に不利な証拠提供の強要禁止)。→VA8に類似。／「第21条 いかなる自由人も、彼の自由保有地、諸自由や諸特権を剥奪されたり、占有剥奪されたり、身柄拘禁されたり、法外放置されたり、追放されたりされるべきでないし、あるいは、いかなる方法でも、彼の生命、自由または財産を、彼の同輩の判断が国土の法による以外、破毀されたり奪われるたりされるべきではない。」→イングランドの「権利請願 (1628年)」3条の規定に類似。／第22条、過度な保釈金、残虐または異常な刑罰の禁止。→VA9と類似。VA9の残虐で (and) 異常な刑罰が、「または (or)」に変わる。／第23条、一般的捜査令状の禁止。

→VA10の文を簡略化⇒修正4条。／「第24条 謀殺か国家反逆の犯罪に関して有罪かつ私権剥奪を受けた人（person）以外は、不動産没収はなされるべきでない。」／「第25条 よく統制された民兵は、自由な国家の適切で自然の守りである。」（民兵制度）→VA13⇒修正2。／「第26条 常備軍は自由にとって危険であるので、立法府の同意なくして、創設されたり維持されたりするべきでない。」（常備軍について）→VA13に波線部が加筆。／第27条、軍の文民統制。→VA13を3つに解体して、MD第25から27に移行。／「第28条 兵士は平時には家の所有者の同意なくその家に宿営してはならない。戦時の場合、兵士のそこへの宿営は立法による。」⇒修正3条。／第29条、現実に関軍務にいる民兵を含めて正規兵以外、人（person）は軍法に服さないし軍法で処罰されない。／第30条、裁判官の独立とその高潔性。裁判官の身分保障。兼職禁止。／「第31条 権力ないし信託という特徴を有する最高位行政諸部門（the first executive departments）の長期在職は、自由（liberty）にとって危険である。従って、これらの諸部門における交替制は、永続的自由（freedom）の最良の保障の一つである。」／第32条、公職の兼職禁止、信託を受けている公職者の本邦の承認のない贈り物の受領禁止。／第33条、神を礼拝する義務とキリスト宗派選択の自由。／第34条、例外を除き教会や牧師、聖職者、説教者への不動産、動産の寄付、売却、信託等の禁止。例外は、墓地のための2エーカー以下の土地である。／第35条、公職者の宣誓は、本憲法会議や立法府で指図されるだろう、本邦への支持と忠誠および職務宣誓そしてキリスト教信仰の宣言をなすことであり、それら以上の事柄が要求されるべきでない。／第36条、全ての人（person）が、前条のようなキリスト教信仰の宣言を求められる場合は、各宗派の様式に従うべきである。このような宣誓を違法（unlawful）とみなすクエーカー教徒（Quakers）、ダンカー教徒（Dunkers）、メノ派教（Menonists）には、彼らのやり方が認められるべきである。／第37条、アナポリス市（city of Annapolis；邦の首都）の権利に

ついて。／「第38条 印刷出版の自由は、侵されることなく維持されるべきである。」→VA12。／「第39条 諸独占は、自由な政府の精神と商業の諸原則に反し憎むべきであり、甘受されるべきでない。」／「第40条 貴族称号や世襲栄誉は本邦では認められるべきでない。」／「第41条 本邦のために開催された本憲法会議や他の会議がなした諸決議でなお有効に存続している決議は、本会議と本邦の立法府が変えない限り、法として効力をもつべきである。」／「第42条 この権利宣言又はこの憲法会議によって確立される政治体制又はそれらのいかなる部分も、この憲法会議が規定し指示するような方法以外では、本邦の立法機関によって変更、修正又は廃止されるべきでない。」

憲法（1776年11月11日）⁽³⁰⁾

立法府は二院制（第1条）。下院は毎年選挙（第2条）。上院議員は、5年毎に間接選挙で選ばれる（第14、15条）。知事と知事を補佐する参事会構成員（5名）は、両院によって選ばれる（第25、26条）。知事の任期は1年で最長3年で、退任後4年過ぎなければ再び知事に選ばれない（第31条）。→ヴァージニア邦憲法と同様に立法権が強い。

裁判官は、当分の間、参事会の助言と同意の下、知事が任命する（第48条）。「清廉潔白で法に関して健全な判断力をもつ人々から構成される控訴裁判所（Court of Appeals）を設置する。その判決は、一般裁判所、衡平法裁判所、海事裁判所からの上訴事件全てにおいて、最終的そして決定的なものである。〔以下略〕」（第56条）控訴裁判所の詳細は規定されていない。

「第59条 この政治形態と権利宣言ならびにそのいかなる部分も、その改変、変更、廃止をなす法案が両院を通過し、当該法案が両院の新選挙の少なくとも3ヵ月前までに公布され、その上、下院の新選挙後の最初の会期において両院によって承認されないなら、変更、改廃されることはない。ただし、特に東海岸に関するこの政治形態のいかなる部分も、その変更と確認に関して議会各院の全議員の3分の2以上の賛成がないなら、今後い

かなる時点においても変更されない。」

③デラウェア邦（DE）

権利宣言は、「権利章典」として制定（1776年9月11日）

第1条、政治権力は人民から由来する。→MD1と同文。／第2条、神を信仰する自由。／「第3条 キリスト教告白者は、宗教を口実として社会の平和や幸福や安全を乱さない限り、本邦での平等の諸権利と諸特権を永久に享受する。」／第4条、人民の治政権。→MD2と語を変えながらもほぼ同文。／第5条、「立法権者と執行権者は受託者」「政府変更権」→MD4とほぼ同趣旨。／第6条、選挙は、自由で頻繁に行なわれるべきである。→「選挙権は自由の基礎である」と冒頭に書いているが、その後の文はMD5と似るが相違もある。／「第7条 法を停止したり強制執行したりする権力は、立法府でなければ行使されるべきでない。」→文の簡素化はMD7と似るが、MD7の波線部が無いので趣旨はVA7に近い。／第8条、頻繁な立法議会の開催→MD10に一語追加。／第9条、立法府への請願権→MD11と同文。／第10条、社会の構成員は、自己の生命、自由、財産の享受に対して保護される権利をもつが、それと共に、保護の費用に対して、自己か代表者の同意の下、貢献すべきである。「如何なる場合にも武器の携帯に関して良心からとがめられる (conscientiously scrupulous) 人は、対価を払うならば、武器の携帯を正当にも強要されない。」／第11条、刑法の遡及法禁止。→MD15に類似。／第12条、救済権→MD17に類似。／「第13条 事件が生じた場所での事実に関する陪審裁判は、人民の生命、自由、財産 (estates) の最大の保障の一つである。」MD18に似るが「陪審裁判」が入る⇒修正6条／第14条、刑事被告人の諸権利→MD19に類似するが簡素化されている。／第15条、コモン・ロー法廷内での自己に不利な証拠提供の強要禁止→MD20に類似するが簡素化されている。／第16条、過度な保釈金、残虐または異常な刑罰の禁止→VA9と同文。／第17条、一般的捜査令状の

禁止→MD23。VA10の文を簡略化⇒修正4条。／第18条、民兵制度→MD25に一語追加。VA13⇒修正2条。／第19条、常備軍について。→MD26と同文。／第20条、軍の文民統制→MD27を一語句変更。VA13。／第21条、兵士の宿営について。→MD28と同文⇒修正3条。／「第22条 裁判官の独立と高潔性（uprightness）は、裁判の公正な運営に不可欠であり、人民の権利と自由に対する最大の保障である。」→MD30の冒頭部分を採用。／第23条、印刷出版の自由→MD38と同文。

憲法（1776年9月21日制定）

立法府は二院制。下院、任期1年。上院、任期3年であるが年毎に一人が入れ替わる。ヴァージニア邦憲法と同様に立法権が強い。

邦の最高行政権者は大統領（3年任期）という名称で、大統領は、両院議員の投票で下院議員から選ばれる（第7条）。大統領と議会が共同投票で最高裁判所等の主要な裁判所の裁判官を選出する（第12条）。法と衡平に関する事項についての最終審は、控訴院である（第17条）。控訴院裁判官は、当面は大統領が首席を務め、各院によって指名された各3名の者として構成される（同条）。最高裁判所は、控訴院へ上訴する権限を持つ。

〔イングランド法の継受に関して〕これまで本邦で実際に採用されてきたイングランドの法令の多くは、立法機関の将来の法律によって改正されない限り、効力を維持するものとする。ただし、この憲法に含まれる権利および特権、並びにこの〔憲法制定〕会議で合意された権利とその他の宣言に一致しないような部分のみは例外とする〔すなわちそれらの部分は効力をもたない〕（第25条）。奴隷輸入の禁止（第26条）。「第30条 本憲法会議で合意された諸権利の宣言と本邦の基本的規則のいかなる条項も、そして本憲法の第1条〔邦の名称〕、第2条〔立法議会の構成〕、（参政権に関する部分を除く）第5条、第26条〔アフリカから輸入された奴隷の保持禁止、黒人、原住民、混血奴隷の売買のための本邦への持ち込み禁止〕、および第29条〔一宗教の優遇の禁止。人が宗教の牧師活動をしている間の公（龍法 '26） 59-1, 164（164）

職禁止。〕は、いかなる場合も侵されてはならない。本憲法のその他部分は、議会下院の7分の5と〔議会上院の〕立法参議会構成員〔9名〕のうち7名〔以上〕の同意なしに改めたり変えたり縮減されてはならない。」

B；権利宣言（憲法第一部）と国家組織規定（憲法第二部）とで憲法典を構成した邦

④ペンシルヴァニア邦（PA）

権利宣言の部

第1条、人は諸自然権をもつ。→VA1。／第2条、神を信仰する自由。→語調はDE2に似る。VA16。／第3条、人民の治政権。→DE4と同文。MD2。／第4条、全ての権力は人民に由来。政府構成員は、人民の受託者で使用人。→VA2、MD4、DE5。／「第5条 政府は、人民や国家や社会（community）に共通する利益、保護、安全のために設立されているし、そうされるべきである。政府は、ある一人の人、ある一家族あるいはある社会の部分にすぎない種類の人に特有の報酬や便宜のために設立されていないし、そうされるべきでない。そして、社会は、その社会が公共の福祉に最も資すると判断するような方法で政府を改革したり、改変したり、廃止したりする、疑いえない譲渡しえない無効にしえない権利をもつ。」→VA2、MD3、DE5。但し、政府変更の主体は「社会」。／「第6条 国家の立法業務と行政業務に従事する者が圧政をなすことを抑制するため、人民は、彼らが適当と考える時期に、公務員を私人としての地位に戻し、確実に正規の選挙によってその空席を補充する権利をもつ。」→VA5後半部。／第7条 選挙の自由と資格ある自由人（freemen）は、選挙権、被選挙権をもつ。→VA6の前半部に類似。／第8条、社会の構成員は、自己の生命、自由、財産の享受に対して保護される権利をもつが、それと共に、保護の費用に対して、自己か代表者の同意の下、献金すべきである。→最後辺りの一文が除かれるがDE10と同文。／第9条、刑事被告人の権利

→MD19、20に類似。／第10条、要件不備の令状捜査から自己の身体や財産を維持する権利→VA10、MD23と同趣旨。／第11条、財産に関する争訟と人間同士の訴訟は陪審裁判→VA11。／「第12条 人は、自己の感情を話し、書き、発表する権利をもつ。従って、印刷出版の自由は、抑制されるべきでない。」→VA12、MD38、DE23より明確化／「第13条 人民は、自己と国家の防衛のために武器を携帯する権利をもつ。平時の常備軍は自由にとって危険であり、維持されるべきでない。軍は民政の権力の厳格な従属と統治の下におかれるべきである。」→VA13と同じ趣旨、MD26、27、DE19、20と異なる。／「第14条 基本的諸原則に頻繁に立ち戻ること及び正義、節度、自制、勤勉、質素を堅守することは、自由の恵を維持するため、そして自由な政府にしておくために、絶対に必要である。従って、人民は、公務員と彼らの代表者の選択にはこれらの点に特に注意を払うべきであり、邦の良い統治に必要な諸法律の制定と執行において、代表者の立法府と諸行政機関から彼ら人民に対する然るべき継続的な配慮を求める権利をもつ。」→VA15。／第15条、自由な移住の権利。／「第16条 人民は、彼らの共通善のために集会し、協議し、彼らの代表者に指図し、そして、演説、請願、抗議によって立法府に苦情の救済を申請する権利をもっている。」→MD11

国家組織の部

ヴァージニア邦憲法と同様に立法権が強い。議会一院制（憲法・国家組織の部（以下略）、第2条）。毎年選挙（第9条）。議員は7年の内4年以上議員なることができない（第8条）。最高行政権は、〔邦〕大統領と参事会にある（第3条）。参事会委員は、選挙で選ばれる。大統領は、議会と参事会によって選ばれる（第19条）。裁判官は大統領が任命（第20条）。最高裁判所判事は、7年任期であるが、再任されうる（第23条）。組織規程の裁判所に関する部分に、陪審裁判（第25条→VA11）や過度な保釈金の禁止や穏当な罰金（第29→VA9）の規定等がある。⁽³¹⁾ 注目すべきことは、

第13条で議会開催の場合、国家の繁栄（welfare）が禁止を認めた以外傍聴の自由が規定されている。場所は飛んでいるが、これに関連する規定が第35条である。「35条 印刷機は、立法府または政府のあらゆる部分の過程を調査することに着手する全ての人に無料である。」

第14条は議会議事録および投票に関してこう規定している。「[第14条] ……開会中毎週、2名の議員の要求に応じて、賛否の投票を付して、投票と議事過程は印刷されねばならない。例外は、投票が無記名用紙でなされる場合である。無記名投票の場合、各議員は希望すれば議事録に自己の投票理由を記載する権利を有する。」／第15条はこう規定している。「法律は、制定前により慎重に熟慮され、性急な決定がもたらす不都合が可能な限り回避されるために、公共性を有するすべての法律案は、討論および修正のために議会で最後に読まれる前に、人民（people）の検討のために印刷されなければならない。そして、急な必要が生じた場合を除き、そのような法律案は、議会が次回開催されるまで可決されてはならない。また、公衆（the public）のより完全な納得を得るために、そのような法律を制定する理由と動機は、当該法律の前文で十分かつ明確に述べられなければならない。」

ペンシルヴァニア邦憲法は、第46条で権利宣言との関係を記した後、第47条で憲法それ自体について記す。「第46条 権利宣言は、これによって、この国家（commonwealth）の憲法の一部であることを宣言し、それはいかなる場合においても絶対に侵害されてはならない。」／「第47条 国家の自由（the freedom of the commonwealth）が侵されることなく永遠に保持されるために、1783年10月の第2火曜日およびその後は7年毎の10月第2火曜日に、各市および各郡別々に、郡の自由民による投票により、本邦の各市および各郡から2名が選出され、監察参事会（COUNCIL OF CENSORS）と呼ばれる会が構成される。監察参事会委員は、選出された翌11月の第2月曜日に会合をもつ。全ての場合、会の定足数は、選出され

た数の過半数とする。但し、憲法会議（convention）招集に関する事案の場合は、選出された全数の3分の2の同意が必要である。監察参事会の任務は、憲法があらゆる部分において侵されず保持されているかどうかを調査することであり、政府の立法部門と執行部門が人民の守護者として彼らの義務を果たしたかどうか、あるいはそれらの部門が、憲法によってその部門に与えられた権力を超えた権力や別の権力を彼ら自身のものにしたかどうか、あるいはそのような権力を行使したかどうかを、調査することである。更に、監察参事会委員は、公金がどのように処理されようとも、公けの税金が、本邦のあらゆる部分において、公正に課税され徴収されたかどうかを、そして法律が適正に執行されたかについても調査する。これらの目的のため、監察参事会は、人、書類、記録の提出を求める権力を有する。また、監察参事会は、公の譴責を可決する権限、公職者の弾劾を命じる権限、憲法の原則に反して制定されたと思われる法律の廃止を立法府に勧告する権限、を有する。監察参事会は、その権限を、選出された日から一年間のみ保持し、それ以外の期間はそれを有しない。また、監察参事会は、憲法の条項に関して、明確に表現されていないと考えられるだろう条項を説明するために、そして人民の権利と幸福の保持に必要なものを追加するために、欠陥であるだろう憲法の条項を修正することが絶対的に必要であると思われるならば、憲法会議を招集し、当該監察参事会の会議後二年以内に、憲法会議を開催する権限を有する。ただし、修正されるべき条項、提案される修正、および追加または廃止が提案される条項は、人民がその問題について〔憲法会議の〕代表者に指図する機会を与えるために、人民の事前の考慮の期間として、憲法会議選挙の指定日の少なくとも6ヵ月前に公布されなければならない。〕⁽³²⁾

⑤ノース・カロライナ邦（NC）

権利宣言の部

（龍法 '26）59-1, 168（168）

第1条、全ての政治権力は人民に由来。→VA2、MD1、DE1。／第2条 治政権→MD2と同文。／第3条、公の奉仕に対する報酬（consideration）以外、人は社会から手当（emolument）を受ける権利や特権はない。→VA4。／第4条、権力分立。→VA5、MD6。／第5条「いかなる公機関（authority）による法を停止したり強制執行したりする権力は、人民の代表者による同意が無ければ、人民の権利に有害である。」→DE7に似た文。VA7。／第6条、選挙の自由。→VA6の冒頭の文、PA7。／第7条、刑事被告人の権利。→VA8、MD19、20を簡素化。／「第8条 自由人（free-man）は、正式起訴、大陪審告発、弾劾による以外、いかなる刑事告発に答えさせられるべきでない。」／第9条、自由人の有罪判決は、陪審の全員一致による。→VA9、MD19。／第10条、過度な保釈金、異常な刑罰の禁止。→VA9、MD22⇒修正8条／第11条、一般的捜査令状禁止。→MD23、VA10、PA10⇒修正4条。／第12条、如何なる自由人（freeman）も、国の法よる以外、監禁されたり、財産を奪われたりする等を蒙ることはない。→MD21の「彼の同輩の判断か」を除いて同文。／第13条、救済権→MD17、DE12。／「第14条、財産に関する全ての法の争訟において、陪審による審理という古来の様式は、人民の諸権利の最良の保障の一つである。」→VA11に比べ財産に限定される。／第15条、印刷出版の自由→VA12、MD38、DE23、PA12。／第16条、税や負担金に関して。→MD12。／第17条、人民の武器携帯権と平時の常備軍の原則禁止、軍は民政の権力に従う。→「自己の〔防衛〕」を除いてPA13と同文。／「第18条 人民は、彼らの共同善のために集会し、協議し、彼らの代表に指図し（※）、不満の救済を立法府に依頼する権利をもつ。」→（※）の前の文はほぼPA16と同じ。／「第19条 全ての人（all men）は、自己自身の良心に従って万能の神を礼拝する自然の譲りえない権利をもつ。」→VA16、DE2、PA2に比べ文が簡素であり、掲載順位が低い。／「第20条 不満の救済と法律の修正と強化のために、選挙は頻繁に行なわれるべきである。」→MD5と10の合体型。／

「第21条 自由の恵を維持するために基本的諸原則に頻繁に立ち戻ることは、絶対に必要である。」→VA15、PA14。／「第22条 本邦では世襲される報酬、特権、栄誉は授与されるべきでない。」→VA4、MD40。／「第23条 〔財産の〕永久拘束と諸独占は、自由国家の精神に反し、認められるべきでない。」→MD39。／第24条、刑法の遡及法禁止。→MD15、DE11。／第25条、国土という財産は、人民の集合体の本質的権利であると述べた後、NCの範囲等が定められている。

国家組織の部

ヴァージニア邦憲法と同様に立法権が強い。立法府二院制（憲法、国家組織の部（以下省略）第4条）。両院とも毎年選挙（第2、3条）。裁判官や軍人、国家役人や聖職者、授与者や公金の授受者は、立法府議員になれない（第25～31条）。議員の賛否をも記した議会議事録の作成と速やかな公開（第46条）

知事は上下院合同の選挙で任命され、任期は1年であるが厳格な規定で重任が認められる（第13条）。「第23条 知事および他の官吏は、この憲法の部分に違反すること、すなわち不正行政または流職^{とくしよく}によって、国家に背いた場合、立法議会の告発、あるいは本邦の最高司法管轄権を有す裁判所の大陪審の告発に基づいて起訴される可能性がある。」

主要な裁判官は、上下院合同の選挙で任命される（第13条）。

「第44条 ここに権利宣言が本邦の憲法の一部であると宣言し、それはいかなる場でも侵害されるべきではない。」と規定する。

⑥△ヴァモント邦憲法（VT）⁽³³⁾

憲法前文は、ヴァモントの住民が植民地内で特にニュー・ハンプシャーとニュー・ヨークとの複雑な関係を有していたがゆえに、邦としての独立の決意を固めたと記述する。

権利宣言の部（第一章）

第1条、人は諸自然権をもつ。→VA1。それに加えて、法的成人の定義と男女で異なる自由な成人年齢規定がある。／「第2条 私有財産は、必要な場合公共使用に従属すべきである。ただし、特定の人の財産が公共使用のために取られる場合にはいつも、所有者は同等の額の金銭を受領すべきである。」／第3条、神を信仰する自由→DE2、PA2。／第4条、人民の治政権→MD2、DE4、PA3、NC2。／第5条、全ての権力は人民に由来。政府構成員は、人民の受託者で使用人。→PA4と同文。／第6条、政府の設立目的と「社会」の政府変更権→PA5と同文。／第7条、議員と行政者による抑圧禁止の防御方法規定→PA6と同文。参考、VA5後半部。／第8条、選挙の自由と資格ある自由人（freemen）は、選挙権、被選挙権をもつ。→PA7と同文。／第9条、社会の構成員は、自己の生命、自由、財産の享受に対して保護される権利をもつが、それと共に、保護の費用に対して、自己か代表者の同意の下、献金すべきである。→PA8と同文。DE10と類似。／第10条、刑事被告人の権利→PA9と同文。MD19、20に類似。VA8。／第11条、要件不備の令状捜査から自己の身体や財産を維持する権利。→PA10と同文。参照、VA10、MD23と趣旨は同じ。／「第12条 人や自由人の不動産を差し押さえるための令状は、当該令状を申請できるだろう人や人々が、発行を依頼された役人の前で、最初に、その人や人々が、〔場合によれば〕彼のまたは彼女のまたは彼らの債務を取りそこなう危険があるという宣誓をなすか〔宣誓に代わる〕確約をなすのでなければ、本邦では民事訴訟で発行されるべきでない。」／第13条、財産に関する争訟と人間同士の訴訟は陪審裁判。→PA11と同文。VA11。／第14条、話し、書き、発表する権利と印刷出版の自由→PA12と同文。VA12、MD38、DE23、NC15。／第15条、自己と国家の防衛のための武器携帯権と平時の常備軍原則禁止、軍は民政の権力に従う。→PA13と同文。NC17との違いに注意。／第16条、基本原則への立ち戻り。→PA14、VA15、NC21。／第17条、自由な移住の権利。→PA15と同文だが、主語が、‘all men’から‘all

people'に変化。／第18条、集会、協議、代表者に指図を与える権利。
→PA16と同文、NC18。／「第19条 いかなる人も、本邦で犯した犯罪のために、本邦外に移送されることはない。」

国家組織の部（第2章）

議会は一院制（第2条）。最高行政権は知事そして参事会（両方とも選挙民の選挙で選ばれる）に付与される（第3条）。

選挙権の資格は、宗教的色彩の薄い宣誓をした21歳、議会選挙前一年以上に邦に住んでいる男子に選挙権が付与される（第6条）。

第12条の「例外を除き人々の議会の傍聴の自由の規定」、第13条の議事録公開の規定、第14条の事前の法案検査規定は、それぞれPA邦憲法、国家組織の部、第13、14、15条に似る。第14条を訳しておく。「[第2章] 第14条 法律がより熟慮されそして性急な決定の不都合をできるだけ防ぐために、法律が制定される前に「なすべき」以下のことが定められる。全ての公的性質を帯びた法案は、先ず、精査と修正提案のために、知事と参事会に提出される。そのような法案は、人民が考慮できるように印刷される。その後、そのような法案は、討議と修正の最後の機会のために議会の読会にかけられる。例外は、知事と参事会に提出された後、（突発の必要性がある場合）法律として可決されるだろう臨時法である。臨時法以外の法案は、議会の次回会期まで可決されない。また、公衆（the public）のより完全な納得を得るために、そのような法律を制定する理由と動機は、当該法律の前文で十分かつ明確に述べられなければならない。」この規定は、同年制定されたニュー・ヨーク邦憲法第3条と比較する必要がある。

裁判の公開（第23条）が謳われている。

議会の傍聴の保障や議事録公開に対応して第2章第32条に次のような規定がある。「印刷機は、立法機関または政府のあらゆる部分の過程を調査しようと着手する全ての人に無料である。」（PA邦憲法・国家組織の部・

第15条と同文）

第2章第43条。「権利宣言は、ここに本邦憲法の一部であると宣言され、いかなる場でも決して犯されるべきではない。」（PA邦憲法・国家組織の部・第46条と類似）

第2章第44条に下記ペンシルヴァニア邦憲法・国家組織の部・第47条を踏襲して、憲法が遵守されているかどうか等を調べる監察参事会制度を規定する。

△ヴァーモント邦憲法は、総じてペンシルヴァニア邦憲法の影響を強く受けている。

⑦マサチューセッツ邦（MA）

憲法⁽³³⁾

前文、政府の目的は、個人の自然権の享受を安全に与える。人民の政府変更権。

権利宣言（第1部）

第1条、人は諸自然権をもつ。→VA1。／第2条、神を信仰する自由。→VA16、MD33／第3条、人民は、キリスト教信者として自分が信じる各宗教団体に自己の資産を寄付できるように立法府が法を制定できる権力を立法府に与える権利。但し「ある宗派や教派が他のそれに従属することは、法によって決して確立されるべきでない。」／「第4条、この国（commonwealth）の人民は、主権をもった自由で独立の邦として自らを統治する唯一の排他的権利をもつ。人民は、現在、全ての権力、管轄権、権利を行使し享受しているが、将来もそうしなければならない。全ての権力、管轄権、権利は、現在、人民によって明確にアメリカ合州国連合会議に委ねられていないが、将来も委ねられてはならない。」→前半部分は多くの邦憲法にもあるが、後半部分は邦とアメリカ合州国連合との法的関係を述べている。／第5条、全権力は人民に由来する。政府機関は人民に責任を負

う。→VA2、DE1&1、MD4、PA4、NC1、VT5。／第6条 個人や団体や法人の特権や世襲的特権はない。→VA4、MD40、NC22。／「第7条 政府が設立されるのは、人民の共通の善そして人民の保護、安全、繁栄と幸福のためであり、いかなる個人（man）、家族または階級の利益、名誉のためでもなく、あるいは個人の私的関心のためでもない。それゆえに、人民のみが、政府を設立したり、人民の保護、安全そして幸福が要求する時この政府を改革し、変更しあるいは根本的に変えたりする、疑問の余地ない譲ることのできない無効できない権利をもつ。」→VA3。／「第8条 権限を与えられ人が抑圧者となることを防止するため、人民は、彼らの政治組織〔本憲法第2部〕によって定められた様々な期間と方法に則り、彼らの公職者を私人に戻す権利と一定の正式な選挙及び任命によってその補充を行う権利をもつ。」（公職者解任権と補充権）→VA5の後半部、PA6、VT7。／第9条、選挙の自由、平等な選挙権と被選挙権。→VA6、MD5、DE6、PA7、NC6、VT8。／第10条、生命、自由、財産の享受を保護してもらう権利とその保護費用の負担の義務。私有財産が公共使用される時には、所有者の同意か人民の代表団体の同意が必要。私有財産が公共使用される人は、合理的な補償を受けるだろう。→VT2。／第11条、救済権→MD17、DE12、NC13。／第12条 如何なる被治者（subject）も、何らかの犯罪や違反に関して、犯罪や違反が十分にそして明確に実質的そして公式的という条件でその人に提示される迄、答える必要はない。そして、その人は、〔自己を〕告発したり自己に不利な証拠（evidence）を提供したりすることを強いられない。そして全ての被治者は、自己に有利かもしれない全ての立証（proofs）を提示する権利、自己に不利な証人に対峙する権利、自己または自分が選んだ弁護士がなす弁護を十分聞いてもらう権利をもつ。如何なる被治者も、同輩の判断か本邦の法によるのでなければ、逮捕されないし、拘禁されないし、財産や免除特権や特権を奪われたり（despoiled, or deprived）しないし、法の保護下から外されたり、追放さ（龍法 '26）59-1, 174（174）

れたり、生命、身体、自由や不動産を剥奪されたりすることはない。〔原文改行〕そして、立法府は、陸軍と海軍の統治のため以外、陪審による裁判なしに、人を死刑や不名誉刑に処する法律を制定すべきでない。〕→刑事被告人（被疑者を含む）の包括的な権利。→VA8、MD19⇒修正5、6条。／「第13条 刑事訴追手続では、事件が発生した近隣での諸事実の確認が、市民の生命、自由と財産の最大の保障の一つである。」→MD18と語を変えているがほぼ同じ。／第14条、全ての被治者は、不確実な令状を根拠にした、自らの身体、家屋、書類、占有物に対する捜査や押収から安全である権利をもつ。→VA10、DE17、MD23、PA10、VA10、NC11⇒修正4条。／第15条、財産に関する争訟と人同士の訴訟において、当事者は、陪審による審理の権利をもつ。→VA11、PA11、VT13。／第16条、印刷出版の自由。→VA12、MD38、DE23、PA12、NC15、VT14。／第17条、共通の防衛のための人民の武器携帯権。平時の常備軍は立法府の同意なしには維持されえない。軍は民政の権力に従う。→MD26、27、DE19、20。／「第18条 憲法の基本的諸原則に頻繁に立ち戻ること及び敬神、正義、節度、自制、勤勉、質素を堅守することは、自由の利点を保持するため、そして自由な政府を維持するためには、絶対に必要である。従って、人民は、公務員と彼らの代表者の選択にはこれらの点に特に注意を払うべきである。人民は、国（commonwealth）の良い運営に必要な諸法律の制定と執行において、代表者の立法府と諸行政機関からこれらのことに対する正確で継続的な配慮を求める権利をもつ。」→文は、PA14（VT16）を踏襲し、語句を変えている。VA15、NC21も参考。／第19条、人民が集会を行なう権利、人民の代表に指図を与える権利、議会に対し救済を要求する権利。→PA16、VT18、NC18。／「第20条 法を停止したり法の強制執行をしたりする権力は、立法府による以外、あるいは立法府が明確に与えるだろう特定の場合のみ立法府から派生した公機関による以外、行使されてはならない。」→VA7、PA6。／「第21条 立法府の各院での協議、弁論、討

議の自由は、人民の諸権利にとって非常に不可欠であるので、〔その自由はいかなる裁判所でも責任を問われない〕……。〕→斜字体の文がMD 8に加筆。／第22条、頻繁な立法議会の開催。→MD10、DE8。／第23条、補助金 (subsidy)、負担金 (charge)、税金 (tax)、輸入税 (impost)、関税 (duties) は、いかなる口実であっても、人民や人民の代表の同意なしに課されるべきでない。→MD12、NC16。／第24条、刑法の遡及法禁止。→MD15、DE11、NC24。／「第25条 如何なる被治者も、如何なる場合あるいは如何なる時も、立法府によって反逆罪または重罪で罪があると宣言されるべきではない。」→MD16／「第26条 行政官 (magistrate) や裁判所は、過大な保釈金や保証金を要求したり、過度な罰金や残虐あるいは異常な刑罰を科してはならない。」→行政官を追加。VA9、MD22、NC10⇒修正 8 条。／第27条、兵士は平時には家の所有者の同意なくその家に宿営してはならない。戦時の場合、立法府が定めた方法で文民行政官による宿営以外はなされるべきでない。」→MD28、DE21と戦時の場合が異なる。⇒修正 3 (MD28を採用)／第28条、現実に軍務についている民兵と正規兵以外、人 (person) は、立法の権威による以外、軍法に服さないし軍法で処罰されない。→MD29。／第29条、「諸法の公正な解釈と裁判の運営があることは、全ての個人の権利、身体、自由、財産と人格の保持に不可欠である。全ての人が認めるだろうような自由で、公正で、独立した裁判官によって裁判を受けることが、全ての市民の権利である。それゆえ、最高裁判所裁判官は、善良に振る舞っている限りその職を保持し、そして、定まった法によって定められた名誉ある俸給を得ることは、最善の政策であるだけでなく、人民と全ての市民の権利の保障のためである。」／第30条、権力分立。→VA5、MD6、NC4。

国家組織の部 (第 2 部)

議会 (the general court)⁽³⁴⁾ は二院制 (第 1 章第 1 節第 1 条)。両院とも毎年選挙 (第 1 章第 2 節 1 条、第 3 節 5 条)。法律は知事の承認を経て (龍法 '26) 59-1, 176 (176)

発効（第1節2条）。議会通過後の法案に対して知事は拒否権をもつ。知事が拒否権を行使した場合、議会は、各議院3分の2以上で原案を可決することができる（第1章1節2条）。

知事は、選挙資格ある住民投票により、毎年選出される（第2章第1節第2、3条）。知事に助言を与える参事会（council）がある（第2章第3節第2条）。

第2部第3章に、「司法権」が設けられているが、計5条しかなく、詳しくない。裁判官の身分保障と解任手続は第3章第1条に規定されている。注目すべき条文は、第3章第2条である。「立法府の各部門、ならびに知事および参事会は、重要な法律問題および厳粛な機会に最高裁判所所の裁判官たちの意見を求める権限をもつ」

第2部第6章第10条に「憲法改正手続」が規定されている。1795年に、議会在、憲法改正ないし修正の必要性に関する意見を収集する目的で有権者を招集できるように、地域の役職者に命令書（precept）を発する。州全体の有権者の3分の2がそのような改正または修正に賛成している場合、議会は、憲法会議開催のための代表者を選出するように各選挙区に命令書を発しななければならない、もしくは、その命令書が国務省から発せられるようにしなければならない。その代表者の割り当ては、下院選挙の割り当てと同じである。〔その後の手続規定が書かれていない。〕

⑧1784年ニュー・ハンプシャー邦（NH）

緊急的憲法の傾向の強い1776年邦憲法に取って替わる1784年ニュー・ハンプシャー邦憲法は、第1部に「権利章典」、第2部を「政府の形体（The form of Government）」で構成される。1784年憲法の権利章典は、条項化されているが、第2部は条項化されていない。

「権利章典」（第1部）

「第1条 全ての人（men）は等しく自由で独立して生まれている。し

たがって、全ての政府は、当然人民に由来し、同意に基づけられ、一般の善のために設立されている。」→VA1と2の結合型。／第2条、全ての人は生命、自由、財産の自然権をもつ。→VA1、PA1、VT1、MA1。／「第3条 人々が社会状態に入るとき、他者の保護を確実にするために、その社会に彼らの自然権の幾らかを移譲する。〔他者に〕そのような同等の行為がなければ、移譲は無効である。」／「第4条 自然権の中でも、ある自然権は、その性質上、譲渡できない。なぜなら、それらの権利と同価値のものが、与えられたり受け取られたりできないからである。この種のものに良心の権利がある。」／第5条、神を信仰する移譲できない自然権。→VA16、MA2等。／第6条、福音主義に基づく道徳と敬神は、統治の最大の保障であり、また人々の心にいきわたっている。人々は、自らの費用負担で、公的な聖職者を維持する適切な規定を作るように立法府に権限を与える権利をもつ。その際、ある宗派が他の宗派に服属するような法律は制定されてはならない。→MA3。／第7条、本邦の人民は、自由で独立した主権邦として自らを統治する権利をもつ（治政権）。→MD2、DE4、PA3、NC2、VT4。／第8条、政府の役人は「人民の代人そして代理人であり、常に人民に責任を負う。」→VA2、MD4、DE1&5、PA4、NC1、VT5、MA5。／第9条、政府の職や地位は世襲でない。→VA4、MD40、NC22、MA6。／「第10条 政府は、社会全体の共通の利益、保護および安全のために設立され、一人の人間、家族、あるいは階級の私的利益や報酬のために設立されるのではない。それゆえ、政府の諸目的が歪められ、公共の自由が明らかに危険にさらされ、全ての他の救済手段が役立たない場合にはいつでも、人民は、古い政府を改革したり、新たな政府を樹立したりすることができるだろうし、権利として（of right）そうすべきである。恣意的権力と抑圧に対して不服従の理論は、ばかげており、奴隸的であり、人類の善と幸福に破壊的である。」（人民の政府変更権）⁽³⁵⁾／第11条、選挙権者の選挙の自由と平等。→VA6、MD5、DE6、PA7、NC6、VT8、

MA9。／第12条、社会によって自己の生命、自由、財産が保護される権利をもっている者は、応分の負担をする義務があるが、それは自己の同意か代表の同意が無ければならない。→VT2、MA10。／「第13条 武器の携帯の合法性に関して良心からとがめられる人は、対価を払うならば、武器の携帯を強要されない。」→波線はDE10、PA8と同じ。／第14条、法的救済権→MD17、DE12、NC13、MA11。／第15条、刑事被告人の権利。→VA8、MD18、PA9、NC7⇒修正4条。／第16条、無罪後の刑事再審の禁止。立法府は、陪審裁判を伴わないで死刑を科す裁判を行なう法を制定してはならない。→VA8、MD19、NC9、MA12⇒修正5条。／第17条、刑事裁判において、事実〔事件〕が生じた場所に近い裁判所での裁判が「市民の生命、自由、財産の保障に不可欠である。」→MD18、MA13。／第18条、「全ての刑罰は、違法行為の性質に比例すべきである。」そうしないと、「人は、犯罪の軽重を区別することが出来なくなり、ためらいもなく最も軽い犯罪をなすのと同じ気持ちで凶悪な犯罪をなすことになる。同じ理由で、多数の残忍な法は、得策ではないし不正である。全ての処罰の正しい企図は、人類の改善であり、駆除ではない。」／第19条、人は、違法な捜査令状から自己の身体、自由、財産を護る権利をもつ。→VA10、MD23、PA10、NC11⇒修正4条。／第20条、財産の関わる争訟と人同士の訴訟については、当事者は陪審裁判の権利をもつ。→VA11、PA11、VT13、MA15。／「第21条 陪審による裁判の計り知れない特権から最大限の利点を刈り取るために、適性のある人以外が務めるために指名されないように最大の注意が払われるべきであり、陪審員の移動、時間、出席といったことが、十分に保障されるべきである。」／第22条、印刷出版の自由→VA12、MD38、DE23、PA12、NC15、VT14、MA16。／第23条、民事法と刑事法における遡及法の禁止。→民事法（civil cause）を追加。／第24条、民兵制度。→文は、MD25に似る。VA16、DE25。／第25条、常備軍は、自由にとって危険であり、立法府の同意なく設置されるべきでない。→MD26、

DE19、MA17。／第26条、軍は文民権力に服さなければならない。
→VA13、MD27、DE20、PA13、NC17、VT15、MA17。／第27条、兵士は平時には家の所有者の同意なくその家に宿営してはならない。戦時の場合、私人の家への宿営は、立法で定められた方法での文民行政官による〔宿営〕以外なされるべきでない。→MA27とほぼ同文。／第28条、補助金、負担金、税、輸入税、関税について→文はMA23に似るが少し加筆あり。
MD12／第29条、法律の停止と強制執行について→文はMA20に似る。
VA7、PA6／第30条、立法府の議場での発言等は裁判所やその他の場所で責任を問われない。→文はMA21に似るが、後半部がやや異なる。MD8／第31条、立法府は頻繁に開かれなければならない。→文はMA22に似るが変更もあり。MD10、DE8。／第32条、人民は、自ら集会し、彼らの代表に指図したり、立法府に請願したりする権利をもつ。→MA19の文に似る。PA16、VT18、NC18。／第33条、行政官や裁判所による過大な保釈金、保証金、罰金、残虐な刑罰を課すことの禁止。→MA26に一語加えるのみ。⇒修正8条。／第34条、人は軍務についていない限り、軍法に服さない。→MA28とほとんど同じ。MD29／第35条、人の諸権利を護る為には、公正な、法の解釈と裁判の運営が必要である。→文はMA29に似る。／第36条、節約は全ての邦で最も本質的な徳であるので、恩給は、立法府によって慎重に与えられるべきであり、しかも一年を超えるべきでない。／第37条、権力分立→VA5、MD6、NC4、MA30／第38条、憲法の基本諸原則への立ち戻り。→MA18に似るが、語句の削除がある。VA15、PA14、NC21、VT16。

国家組織の部（第2部）

議会二院制。〔両院を合わせてマサチューセッツ邦憲法と同様に‘General Court’と呼ばれる。〕議員は毎年選挙で選ばれる。執行権は〔邦〕大統領に委ねられる。任期は1年。上院議員と大統領は、プロテスタントでなく（龍法 ’26）59-1, 180（180）

ればならない。大統領は、選挙資格をもった住民投票によって選ばれる。大統領は上院を主催し、上院議員と同じ投票権と賛否同票の際決定投票権をもつ。知事に助言を与える参事会（council；上院議員2名と下院議員3名から成る）がある。

司法権について：この憲法では、裁判所や裁判官について記載されていない。

「邦大統領と参事会だけでなく立法府の各部門も、重要な法の問題そして厳粛な行事に関して上級裁判所の裁判官達の意見を求める権限（authority）を持つだろう。」

憲法変更ついて。「経験から必要だと分かるかもしれない憲法の諸原則に関する変更のみならず、憲法の諸原則に効果的に支持し続け、諸原則違反を正すために、この憲法が効力をえる時から7年経過後、立法府は、上記の目的のための憲法会議（convention）に会合する派遣者を選ぶための諸指針を個々の町や〔新たに〕編入された場所に発するか、事務局に発するように指示する。派遣者は、立法議会の下院代表者と同じ方法で選ばれ下院代表者と比例しなければならない。但し以下の条件がある。すなわち、この憲法における変更が町と未編入の場所の前に提示され、しかも〔変更の〕問題に関して、出席して投票した資格ある投票者の3分の2によって承認される前には、この変更がなされていないことである。」⁽³⁶⁾

※本稿で使われる記号と表記について。

（1）斜体字は、原文イタリック体である。

（2）亀甲括弧〔 〕は石井が使用している。括弧（「」または『』）内の二文字分の……は、原文を略した場合に用いられる。また、訳文の途中で入れられている記号は、特に記載のない限り、石井の付加である。

（3）United States of Americaの日本語表記について。United States

of America は、1781年のArticles of Confederation（「連合規約」）の第1条で決められた。この日本語表記は、通常「アメリカ合衆国」であるが、『ザ・フェデラリスト』（岩波文庫版）の凡例（2）は、「憲法制定直後の状況では合州国の方が適切とも思われる」と記している。それにもかかわらず、『ザ・フェデラリスト』は慣行に従ったが、本稿は、「合州国」にした。但し、その憲法に関しては、引用等を考えて、「アメリカ合衆国憲法」とした。

- （4）本稿の訳について。本稿の主に英語から日本語への翻訳は、先人の訳を参照して私が訳した。この理由は、私の訳や日本語が正しいと決して主張する訳ではなく、文法から見てこういう訳もあるのではないかと思った場合や時代背景が違うので訳語も変えた方が良かった場合、先人の訳業に頼り切るのも無責任と考えたからである。

- （1） 石井幸三「ダイシーの法の支配と立憲主義（1）」『龍谷法学』第58巻1号（2025年）、194-195、198ページ参照。
- （2） フランス人権宣言とアメリカの諸邦の人権宣言あるいは権利章典とを対比した古典的かつ日本語で読める論文にイエリネック「人権宣言論」（初版1895年）がある。イエリネックの先見の明と1903（明治36）年に翻訳し『法学協会雑誌』で公開された美濃部達吉の慧眼には私は感服した。イエリネック「人権宣言論」に関して、私は、美濃部達吉訳『人権宣言論 外三篇』（1946年）刊行に所収された論文で読んだが、引用に際しては、初宿正典編訳『イエリネック対ブトミー 人権宣言論』（1995年）所収訳を提示する。美濃部訳については、初宿、前掲書、5ページの訳注を参考。美濃部は、当該論文の初版を訳しているが、初宿は、当該論文の新たに編集された第4版を訳しながらも、以前の版との違いが分かるようにしている。
- （3） 石井、前掲論文、184-185ページ。
- （4） 資料のデジタル化とその公開は、学問の民主化にとって非常に寄与している。恐らく私が本稿を書いている間にはまだ開発途上であるAI（Artificial Intelligence；人工知能）が普及すれば、もっと便利になるだろうし、本稿のようなものはAIが瞬時に書く時期が来るだろう。未来はさて置き、私の利用した資料には、非常に低い確率ではあるがデジタル化の際の誤りもあった。その際、同じ文献の別のデジタル資料を当たってみたが、それができない場

合があった。そして、外国語資料をコンピュータによる機械翻訳で読むことができ、その資料の概要を知るにはある程度の前提となる知識を持っていれば便利である。その翻訳は、時として私の訳より優っている。但し、‘president’のように日本語では、社長、司会者、議長、大統領等の訳がある場合、機械翻訳が文脈を考えず、不適切な言葉を選択しているという事態も体験した。

- (5) この段落に付された (p.x) (pp.x-xx) は、Blackstone, *Commentaries on the Laws of England*, vol.1, (Facsimile Edition, The University of Chicago Press) のページ数を示している。なお、検索に際しては、<https://lonang.com/library/reference/blackstone-commentaries-law-england/> を利用した。
- (6) 決議の訳は、中屋健一訳（アメリカ史学会訳編『原典 アメリカ史（第2巻）』所収）を参照した。私の参照した中屋所収の書物第11版（1976年）では、「第1回大陸会議の宣言と決議」の日付が10月17日となっているが、10月14日の間違いかと推察される。
- (7) 「第1回大陸会議の宣言と決議」のこの部分は、前注の中屋訳にはない。英文の‘out of the realm’は、決議第2で the realm of Englandがあるので、こう解して、訳した。
- (8) この宣言と決議を部分的に日本語に訳している中尾は、constitutionを憲法と訳している。
- (9) *The Oxford English Dictionary*の‘constitution’の項目は、日本語の憲法の意味での‘constitution’を、第7番目の項目で取り扱っており、そのような意味での語の使用は、「1689年〔The declaration of the Estates of the kingdom of Scotland containing the claim of right and the offer of Croune〔英語：Crown〕to the King and Queen of England：略称、The Claim of Right 1689.〕と1789年〔フランス革命勃発年〕の間に徐々に生じた」と記している。その辞書は、アメリカ合衆国憲法やフランス革命期の様々な憲法に注意を払っている。
- (10) 齊藤眞、武則忠見訳『ザ・フェデラリスト』（1991年）、419ページ（「第84篇」、ゴチック体は引用文）。齊藤眞、武則忠見訳『ザ・フェデラリスト』は全訳版であり、斎藤眞、中野勝郎訳『ザ・フェデラリスト』（岩波文庫）に掲載されていない篇は、全訳版を参照した。なお、以下では、両方の訳書に載せられている場合は、岩波文庫版のページ数を示す。
- (11) 本稿は触れないが、フランス人権宣言が、アメリカの権利章典等に影響を受けたというイエリネックの説に対して論争があったことを付記しておく。アメリカの独立期の各邦の憲法の存在と研究上の重要性をヨーロッパに知らせたのは、イエリネックの言うところでは彼自身になる。初宿、前掲書、44-45ページ、美濃部、前掲書、17-18ページ、参照。イエリネックのこの書から発達した論争を、資料を綿密に精査して論じた書物で、本稿が参考として利用したものに、種谷春洋『アメリカ人権宣言史論』（1971年）がある。

- (12) 私訳は、中尾訳、前掲書所収、120-121ページを参照した。
- (13) 参照、Wikipedia「大陸会議」。なお、サイト<https://founders.archives.gov/documents/Adams/01-03-02-0016-01161776>で公開されているThe Autobiography of John Adams (「ジョン・アダムス自伝」)の1776年5月10日(金曜日)の記事に、当日の大陸会議は以下のように決議したと書いている。「次のことが勧告される。今まで危急の事態に十分対応できる政府が設立されてこなかった連合植民地の各議会(the respective Assemblies and Conventions of the United Colonies)に対して、人々の代表者の意見において、特に彼らの選挙区民そして一般にアメリカの幸福と安全に最も良く資するような政府を採用すること。」同じ自伝の1776年5月15日(水曜日)にその勧告が決議(resolved)になる。
- (14) <https://csac.history.wisc.edu/wp-content/uploads/sites/281/2025/06/Revo-St-Const-and-Dates-of-Adoption.pdf> イェリネック、初宿訳、前掲書、50ページ、美濃部訳、前掲書、20ページも、1776年5月15日と書いている。本文で述べる1776年ニュー・ハンプシャー邦憲法の注を受け入れれば、第2回大陸会議が開催された頃より、水面下で邦憲法制定の議論がなされていたということも可能だろう。
- (15) <https://founders.archives.gov/documents/Adams/01-03-02-0016-01161776>
- (16) サイトにあるJournals of the Continental Congress; Second Continental Congress: May 15, 1776 (<https://americanfounding.org/entries/second-continental-congress-may-15-1776/>)の見出しは「ジョン・アダムスは書いている。大陸会議は、三日間にわたる激しい議論の末、各植民地は邦憲法を採用するという決議の前文を採択する。その時、アダムスは「諸植民地全体が」連合(Confederation)「の政治体になることの」採用を主張した。」と書いている。しかし、本文を読むと、憲法という言葉は見つけられなかった。サイト<https://founders.archives.gov/documents/Adams/06-04-02-0079>にあるJohn Adams to James Warren, 15 May 1776 (ジョン・アダムスからジェームス・ウォーレン宛手紙、1776年5月15日)は、「大陸会議が以下を決議した。人々の幸福を推進するに必要であるような政府の形式を設立する(to institute such Forms of Government)ことを各「植民地」の会議(the several Assemblies and Conventions)に推奨する。」この'to institute such Forms of Government'は、「政府の形式を制定する」とも訳せるので、この日に憲法制定を大陸会議は勧告したとも解せる。次稿で記すニュー・ヨーク邦憲法も、その前文に(第2回)大陸会議の決議に従って憲法を制定したと記しているが、その憲法に権利宣言はない。従って、大陸会議が勧告したのは、憲法=国家組織と私は推測する。
- (17) 中屋健一、「11 ヴァージニア憲法」、前掲書所収、174ページは、ヴァージニア(邦)憲法が大陸会議の勧告に従って書かれているとしているが、形式的にはそうであっても、ヴァージニア植民地代表者会議の決議日を勘案すると、実質的

には独自の判断と私は考える。

- (18) なおニュー・ハンプシャー邦憲法は、前文で「本〔憲法〕会議は、以下の方法と形式でこの植民地のために市民政府を開始することを票決した。〔原文改行〕……我々はイギリス国制上の（constitutional）権利と特権を享受できる限り、大英国への依存を捨てようと追い求めたことは決してなく、しかも英国の保護の下で幸せを感じてきたことを宣言しながらも抗議する。……」と書き、なお本国イギリスと妥協をしようとする姿勢も見られるのが特徴である。
- (19) 斎藤眞「ヴァージニア権利章典」解説、108ページ（『人権宣言集』（岩波文庫）所収）は、ヴァージニア権利章典に関して急進派が保守派の意見を制したとする。同旨、中屋健一、「ヴァージニア憲法解説」、前掲書所収、174-175ページ。イエリネック、初宿、前掲書、119-120ページ、美濃部、前掲書、76-78ページによる宣言の解説も興味深い。アメリカ独立宣言とヴァージニア権利章典に関して、ロックの理論の影響がよく語られるが、種谷、前掲書、240-263ページ（第三章第一節第三款）が詳しく吟味している。本稿は、この問題には触れない。
- (20) 条文付けは原文ではなく、条文付けは後年の資料が付けているのに従う。訳に際しては、斎藤訳「ヴァージニアの権利章典」（前掲書所収）と中屋健一、「ヴァージニア憲法解説」（前掲書所収）を参考にした。第5条は、この宣言の英文の文法がなかなか手強いので敢えて、別の訳を提示してみた。私訳は、結果的には、田中英夫『アメリカ法の歴史（上）』、90ページ注（16）の訳と文法的同じ取り扱いをしている。この5条の文法と文の趣旨は、後述のペンシルヴァニア邦憲法・権利宣言部・第6条と同じである。また、マサチューセッツ邦憲法・権利宣言の部・第8条は、同じ趣旨を違う英文で書かれていると考えられる。なお、ヴァージニア権利章典で使われている‘people’ ‘person’ (s) ‘ ‘man’ ‘men’ ‘all men’の言葉が、言い換えでないとするならば、どう意味で使い分けされているのかが私には不明であった。‘people’は、可能態を含めての邦のいわゆる「国民」に近い使われ方をしているようである。
- (21) 前注（19）で触れた種谷、前掲書参照。
- (22) イエリネック、初宿編訳、前掲書、109、111ページは、近代自然法から「個別化された権利のリスト」は、アメリカ革命〔独立戦争〕を通じて初めて出てきたとする。イエリネックのこの強調は、初版では明確にされていなかったが、2版で追加される。
- (23) <https://anastasietetris.com/america-menseki-semai-syuu>を参考にすれば、マサチューセッツ州（邦）は、メイン州が1820年に23番目の州になるまで、その地域を保持していたので、独立当時の同州の面積は現在のそれよりも広いことになる。
- (24) アメリカ学会訳編『原典 アメリカ史（第一巻）』〔9 コネチカット基本法〕（松本重治執筆）を参照にすれば、1639年のコネチカット基本法（The Fundamental Orders of Connecticut）という特許状を維持続けた。同様に、

ロード・アイランドは1663年の「ロード・アイランドおよびプロヴィンス植民地書状」という特許状を維持し続けた。

- (25) アヴァロン・プロジェクトのサイトから使用した邦憲法に関する資料や類似の法的資料は、1906年6月30日可決の連邦法によって編纂された資料を反映している。このサイトに載っていない資料は、その資料名を検索用語として探し出した。
- (26) 齊藤眞、武則忠見訳、前掲書、29-30ページ（第7篇）参照。ヴァモントの地域は独立する前から、隣接地マサチューセッツ、ニュー・ヨーク、ニュー・ハンプシャーと領地問題を抱えており、独立戦争を機に独立を宣言した。隣邦との領地問題が解決した1791年にアメリカ合州国に加盟。参照、https://avalon.law.yale.edu/18th_century/vt01.asp note (1)。なお、参照したこの資料では、The Commonwealth or State of Vermont と表記されているが、1791年以前は「ヴァモント共和国 (Vermont Republic)」という名称が使われている。
- (27) 訳については、前注 (20) の文献参照。第7条は、斎藤訳、中屋訳、初宿、前掲書、59ページ、美濃部、前掲書、27ページ、(ヴァージニア憲法第七条として) 訳では、'the execution of laws'を「執行」と訳されており、それ自体正しいが、現代行政の領域拡大を考えて「強制執行」と訳してみた。イェリネック、初宿あるいは美濃部訳、当該箇所では、イングランドの権利章典 (Bill of Rights, 1689) の第1条〔項〕を参考に挙げている。イングランドの権利章典のこの部分は、田中英夫訳 (『人権宣言集』(岩波文庫)、79-80ページ) も上述の訳と同じである。
- (28) 大内孝『アメリカ法制史研究序説』(2008年)、62ページによれば、植民地時代のヴァージニアは、総督 (Governor) と彼を補佐する参事会 (Council) が中心になって統治機関を構成していた。ちなみに、植民地時代の北アメリカがイギリスの王領植民地 (Royal Colony) である場合は、その統治組織は、植民地の最高統治者である総督 (Governor)、総督の助言機関の総督参事会 (Governor's Council)、一定の自治権が与えられ植民地人議会 (Representative Assembly) からなる。詳しい検討を要するが、諸邦憲法における行政機構は、植民地時代のそれを踏襲している可能性が強い。もちろん、参事会 (Council) によって、知事を補助するだけではなく、場合によれば知事を統制するという役目を付加することで、主権者の意思を行政に反映させるという機能変化があるだろう。参考、https://en.wikipedia.org/wiki/Colonial_government_in_the_Thirteen_Colonies
- (29) 英文では 'in any other court or judicature' となっているが、otherが「何」に対して他 (other) が明示されていない。「何」の可能性として、憲法第12条で規定された立法府各院の議場を乱した人に対する処罰権が憲法第56条で規定された控訴裁判所 (Court of Appeals) があろう。
- (30) アヴァロン・プロジェクトのサイトでの当該邦憲法は、1776年8月14日起

草され11月11日に憲法を完成した（completed）書いているが、権利宣言のように「可決した」と書かれていない。Archives of Maryland on line (<https://msa.maryland.gov/megafile/msa/speccol/sc2900/sc2908/html/convention1776.html>)を見ると、11月11日には、権利宣言と憲法が印刷された状態までになっている。

- (31) 第28条は、債務者を刑務所に入れることを控えるように規定しているし、刑務所収容者も、死刑該当犯罪でない限り保釈の可能性に言及している。
- (32) アヴァロン・プロジェクトのサイトの文に誤り（‘two’が‘too’になっている）があったので、<https://50constitutions.org/pa/constitution?date=1776-11-28>を参考にした。
- (33) 表では、成立年を1777年7月8日と書いたが、資料注ではその日に「完成した」と書いてあり、施行日と異なるかもしれない。
- (34) ‘the general court’は、このマサチューセッツ邦憲法第2部「政府の枠組み」第1部第1章「立法権」第1節‘the general court’とあるので、「議会」と訳した。1784年ニュー・ハンプシャー邦憲法も同様である。
- (35) ここで、私が政府変更権と言ったことで、少し曖昧にしておいたことを明確にする。曖昧にしておいたのは、変更の主体である。ここまで記載してきた限りでは、主体は3つに分かれる。①社会の多数；VA3。②人民（people）；MD4、DE5、MA7、1784NH10。③社会（community）；PA5、VT6。この違いは、自然状態から社会状態そして国家への移行に関する理論の相違に関係する。
- (36) 憲法変更に関する文は、憲法の最後の方、‘In Convention’の見出しの前の段落。